

京都市告示第 134 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 5 年 6 月 21 日付けで認可した桃南会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成 7 年 8 月 22 日付けで認可した直違橋十丁目町内会の代表者変更の届出、平成 20 年 8 月 12 日付けで認可した春日野町内会の代表者変更の届出及び平成 4 年 9 月 3 日付けで認可した野田町自治会の代表者変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 27 年 4 月 24 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

| | 変更前 | 変更後 |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 桃南会 | 京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 10 | 京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 93 |

2 代表者の氏名

| | 変更前 | 変更後 |
|-----------|--------|--------|
| 桃南会 | 伊藤 俊宏 | 米田 周史 |
| 直違橋十丁目町内会 | 由利 のり子 | 榎井 文代 |
| 春日野町内会 | 岡村 忠彦 | 渡辺 みさお |
| 野田町自治会 | 橋川 茂 | 宇野 幹雄 |

3 代表者の住所

| | 変更前 | 変更後 |
|-----------|--------------------------|-----------------------|
| 桃南会 | 京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 10 | 京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 93 |
| 直違橋十丁目町内会 | 京都市伏見区深草直違橋十丁目 145 番地の 2 | 京都市伏見区深草直違橋十丁目 160 番地 |

| | | |
|--------|---------------------|---------------------|
| | | |
| 春日野町内会 | 京都市伏見区醍醐外山街道町3番地の44 | 京都市伏見区醍醐外山街道町3番地の59 |
| 野田町自治会 | 京都市右京区西京極野田町8番地 | 京都市右京区西京極野田町45番3号 |

(文化市民局地域自治推進室)